

東浦町運行バス「う・ら・ら」の運賃改定等について

1 趣旨

令和 5 年 1 0 月 1 日付け道路運送法の改正により、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金等は、運賃料金協議会で協議すること（及び予め公聴会の開催等の措置を講じること）が規定され、他自治体へ乗り入れている場合に、当該自治体の運賃料金協議会で協議する必要がある。

本市へ乗り入れている東浦町運行バス「う・ら・ら」は令和 6 年 1 0 月 1 日に運賃改定等を予定しており、本市は現在、運賃料金協議会を設置していないため、都市交通協議会にて意見を伺い、刈谷市から東浦町へ回答するものである。

2 内容

資料 2－2（東浦町作成資料）参照